

2011 年度政府予算案における私立大学等経常費補助の削減を糾弾し、 「私立・国立同等原則」に基づき増額を求める声明

2010 年 12 月 27 日

東京私大教連中央執行委員会

1. 菅内閣は、12 月 24 日に閣議決定した 2011 年度予算案において、私立大学等経常費補助（以下、「私大経常費補助」）を前年比 13 億円も減額し、3209 億円としました。前年度比 108 億円の増額を求めた文部科学省概算要求の実現はおろか、自公政権が続けてきた私大経常費補助の削減に拍車をかけ、自公政権の最終年である 2009 年度予算 3218 億円（私大の経常費支出総額に対する補助の割合で 10.9%）よりも減額する予算となっています。

削減額 13 億円は、私大経常費補助の交付額下位約 46 校（2008 年度に交付を受けた大学・短大 873 校の約 5%）の合計にも匹敵する金額です。一般会計総額では 10 年度当初予算を 1124 億円上回る過去最大の 92 兆 4116 億円を計上するなかで、私大経常費補助を 13 億円削減した今回の予算案は、私立大学と私立大学生を軽視する菅内閣の姿勢を露骨に示したものであり、高等教育の機会均等を求める国民の声を大きく裏切るものです。私たちは厳しく抗議します。

2. 私大経常費補助 3209 億円の内訳は、一般補助 2811 億 69 百万円、特別補助 397 億 53 百万円となっています。これについて、文部科学省は説明資料において、「一般補助のウエイトは平成 3 年度以来 20 年ぶりの高い比率」であり、「昭和 56 年度を超える過去最高額」と喧伝しています。しかし、補助率がわずか 1 割の現状にあって、そもそも私大経常費補助の一部であり、本来は基盤的経費として確保すべき特別補助を削減しておきながらこのような説明を行うことは、私大経常費補助を総額で減額した事実を糊塗するものであり、極めて不当です。

また、国立大学法人運営費交付金については、削減分を 700 万円上回る金額を「国立大学教育研究特別経費」として新たに計上し、合計では増額する予算となっています。基盤的経費に対する国庫支出の私立・国立間格差は非常に深刻であり、法令上同等の大学でありながら、私立大学は国立に比べて極めて差別的な状態に置かれています。私立大学生一人あたりの支出額は国立大学生の約 14 分の 1、大学一校あたりでは約 40 分の 1 にすぎず、私立大学生一人当たりの公財政支出は OECD 加盟 26 カ国中最下位であるのに対し、国立大学はトップに位置しています。2011 年度予算案は、こうした私立・国立間の格差をいっそう拡大するものであり、断じて容認することができません。

授業料減免事業への補助金についても、国立大学は学部・修士・博士を合わせて 5 千人増やす一方で、私立大学については 4 千人の増に留めています。2010 年度において、減免対象学生数、学生総数に占める割合、対象学生一人当たりの補助額は、それぞれ国立大学が約 3.7 万人、約 5.9%、約 53 万円であるのに対し、私立大学は約 3.3 万人、約 1.5%、約 12 万円と重大な格差があり、2011 年度予算はこの点でも格差を広げるものとなっています。日本国憲法のもとで、国民の高等教育を受ける権利はすべての国民に平等に保障されなければならないと、私立大学生を差別してよい理由など微塵もありません。

さらに、私立大学等経常費補助を削減しておきながら、国立大学法人運営費交付金と科学研究費補助金を増額したことをもって、文部科学省は「大学の教育・研究の基盤となる大学関係主要経費については6年ぶりに拡充」と強調しています。私立大学・短大は学校数で82%、学生数で74%を担う大学制度の主要部分であり、その主要部分への補助を削減したうえで、このような主張をすることは許し難い暴挙というほかありません。

3. 私大の教育・研究条件の維持向上、学生の経済的負担軽減等を目的として1975年に制定された私立学校振興助成法の趣旨、すみやかに経常費の2分の1補助を実現するとした同法制定時の国会附帯決議に反して、政府はこの30年来私大経常費補助の実質的削減を継続してきました。大学の基盤整備に対する政府の責任放棄と私立大学への差別的な扱いの結果、私立大学と私立大学生は危機的な状況に追い込まれています。わが国の学術研究の発展、国民の高等教育を受ける権利の保障のためには、私大経常費補助こそ第一に増額すべきです。

私たちは、通常国会での政府予算案の徹底的な審議を通し、「私立・国立同等の原則」に基づき、私大経常費補助を削減せず大幅に増額することを強く求めるものです。

以 上